

III

第1期障がい児福祉計画

1 障がい児福祉サービス一覧

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児が施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が放課後や休日に施設等へ通所し、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。

(4) 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士等が保育所等を訪問し、障がい児や保育所等の職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な指導を行います。

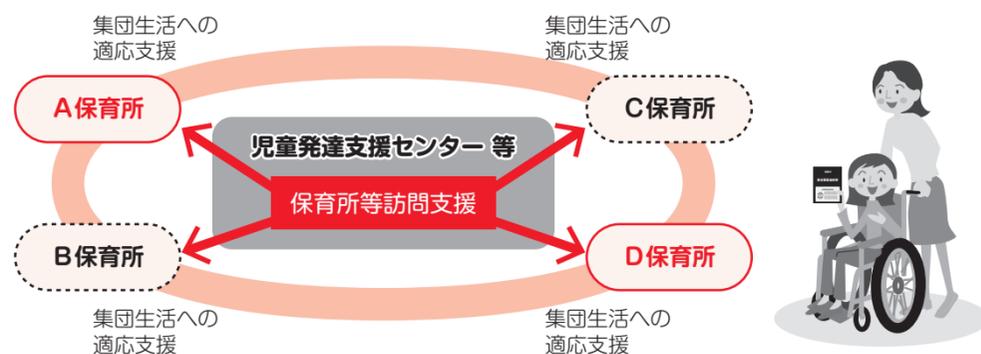
(5) 障がい児相談支援

障がい児が、障がい児通所支援等を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

2 障がい児に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標

(1) 保育所等訪問支援の充実

保育所や幼稚園、小学校及び特別支援学校等の支援に協力できる体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っていきます。



(2) 児童発達支援センターの設置

● 児童発達支援センターの設置目標 ●

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------------------|-----|----------------------------|
| 2020(平成32)年度末時点の児童発達支援センターの設置数 | 1か所 | 2020(平成32)年度末までの児童発達支援事業所数 |

(3) 重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保

● 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置目標 ●

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|-----|-------------------------------|
| 2020(平成32)年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数 | 1か所 | 2020(平成32)年度末までの児童発達支援事業所数 |
| 2020(平成32)年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 | 1か所 | 2020(平成32)年度末までの放課後デイサービス事業所数 |

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

● 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置目標 ●

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|--------|--------------------|
| 2018(平成30)年度末までに保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置 | 1か所 | 2018(平成30)年度末までに設置 |
| 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置 | 1人以上配置 | 2018(平成30)年度末までに配置 |

3 障がい児福祉サービス等の必要な量の見込み

● 指定障がい児通所支援等 ●

| サービス内容 | 第1期障がい児福祉計画計画値 | | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 児童発達支援 | 27人 324人日分 | 31人 372人日分 | 35人 420人日分 |
| 医療型児童発達支援 | 0人 0人日分 | 0人 0人日分 | 1人 12人日分 |
| 放課後等デイサービス | 72人 847人日分 | 78人 920人日分 | 84人 991人日分 |
| 保育所等訪問支援 | 4人 | 4人 | 4人 |
| 障がい児相談支援 | 120人 | 140人 | 160人 |

※単位：人（1か月あたりの実利用人数）、人日分（1か月あたりの延利用人数）